

福祉教育常任委員会

平成23年12月12日(月曜日)午前10時開会

出席委員(8名)

委員 長	伊藤 豊美 君	副委員 長	櫻田 貴久 君
委員	鈴木 伸彦 君	委員	平山 武 君
委員	早乙女 順子 君	委員	君島 一郎 君
委員	吉成 伸一 君		

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

保健福祉部長	長 山 治 美 君	参事 兼 福祉事務所長	玉 木 宇 志 君
社会福祉課長	阿久津 誠 君	社会福祉課長 補 佐	大 武 利 幸 君
社会福祉係長	石 塚 昌 章 君	障害福祉係長	増 淵 剛 君
保護係長	薄 井 信 一 君	子ども課長	荻 原 伯 巳 君
子ども課長 補 佐	阿 美 享 子 君	保育係長	渡 辺 直 次 郎 君
子育て支援 センター	岡 田 愛 子 君	高齢福祉課長	人 見 春 夫 君
高齢福祉課長 補 佐	塩 水 香 代 子 君	高齢福祉係長	高 塩 浩 幸 君
介護認定係長	川 嶋 寿 美 子 君	保健課長	会 田 裕 司 君
保健課長補佐	橋 本 悟 君	黒磯保健 センター所長	中 川 利 夫 君
市民課長	高 久 清 一 君	市民課長補佐	沼 野 井 孝 子 君
市民係長	戸 山 み どり 君	教育部長	平 山 照 夫 君
教育総務課長	山 崎 稔 君	教育総務課長 補 佐	稲 見 一 志 君
参事 兼 学校教育課長	菊 池 紀 男 君	学校教育課長 補 佐	人 見 寛 敏 君
生涯学習課長	阿 美 豊 君	生涯学習課長 補 佐	小 泉 信 三 君
文化振興係長	豊 田 真 由 美 君	西那須野 図書館長	川 崎 洋 一 君
黒磯公民館長	熊 田 茂 樹 君	スポーツ振興 課 長	鮎 ヶ 瀬 和 雄 君

スポーツ振興
係 長 後 藤 修 君

出席議会議務局職員

書 記 稲 見 一 美 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
 - 〔保健福祉部〕
 - ・保健福祉部長あいさつ
 - 〔社会福祉課〕
 - ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
 - ・議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 〔子ども課〕
 - ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
 - 〔高齢福祉課〕
 - ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
 - ・議案第55号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - ・議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 〔保健課〕
 - ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
 - ・議案第53号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - ・議案第54号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - ・議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 〔市民課〕
 - ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)
4. その他
5. 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

伊藤委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

皆さんおはようございます。

きのう12月11日に市長の葬儀も滞りなく終わりました。残すは12月15日の市民葬だけとなりました。突然の市長の逝去により、皆さん大変動揺していると思われませんが、市長は市政の低下を望んでいませんので、しっかりと対応していきたいと思えます。

それでは、今定例会における委員会の審査方法について申し上げます。

審査は各担当課ごとに行い、審査の日程はお手元に配付の次第のとおりといたします。

本日12日は、保健福祉部からの審査とし、午後から教育部の審査といたします。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、一般会計及び特別会計の補正予算案4件、条例案2件、その他の案件1件の計7件でございます。

各委員には、慎重な上にも自由闊達な審査をお願いし、円滑な進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

保健福祉部の審査 午前10時 分

伊藤委員長 それでは、早速保健福祉部から審査を始めます。

初めに、長山保健福祉部長からのごあいさつをいただきます。

長山保健福祉部長 （挨拶。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、まず、社会福祉課の常任委員会審査を行います。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿久津社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課でございます。

社会福祉課につきましては玉木福祉事務所長、それから大武課長補佐、それから増淵障害福祉係長、薄井保護係長、石塚社会福祉係長が同席しております。よろしく願いいたします。

座って失礼します。

では、議案の第52号、一般会計補正予算（第8号）をご説明申し上げます。

お手元の補正予算執行計画書でご説明させていただきたいと思えます。

まず、1ページでございます。

歳入であります。歳入につきましては、14款国庫支出金の中の1項1目民生費国庫負担金の中の社会福祉費負担金として、障害者自立支援法負担金が6,118万円。1項目おきまして、生活保護費負担金が1億9,875万円の歳入であります。それぞれ3款1項2目の障害者福祉サービス費、それから自立支援医療費、また生活保護費に充当の予定であります。

1枚めくっていただきまして、2ページ上段であります。15款の1項1目民生費県負担金の中で、社会福祉費負担金としまして、同じく障害者自立支援法負担金として3,059万円がございます。

1項目置きまして、2項2目民生費県負担金の

中の社会福祉費負担補助金としまして、障害者自立支援法事業の事務推進費、それから住宅手当緊急特別措置事業の補助金としまして、それぞれ854万1,000円、172万円の合わせて1,026万1,000円の歳入がございます。

続きまして、3ページ、15款県支出金の中の3項2目民生費県委託金としまして、障害者福祉委託金ということで、全国在宅障害児・者等の実態調査の委託金が14万2,000円ございます。

続きまして、歳出になります。歳出は7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの中で、3款1項1目の1201事業としまして、住宅手当緊急特別措置事業としまして、住宅手当の補正であります。こちらにつきましては、当初より今年度の中で毎月ほぼ4人ずつ増加をしているというような傾向がございまして、その中で、年度末に向けて172万円の補正をお願いします。

続いて、1項2目障害者福祉費の中の自立支援法事業事務推進費401事業262万5,000円ですが、こちらについては来年度から自立支援法の改正に伴いまして、自立支援システムの改修、それから福祉サービス請求内容チェックシステムの改修費ということで計上をさせていただいております。

次に、障害者福祉サービス費、自立支援法事業、501事業であります。こちらについては、障害者自立支援特別対策事業の事業費の補助金としまして、712万1,000円、続いて1ページめくっていただいて、8ページ上段になります扶助費の中で、介護給付等々の扶助費の額として、9,600万円の合わせて1億312万1,000円の補正であります。

続きまして、8ページの2項目目自立支援医療費であります。601事業ですが、こちらは自立支援医療費ということで、自立支援に伴う医療費の

補助として、2,884万円の支出を予定してございます。

また、その下段であります全国在宅障害児・者等の実態調査費1101事業であります。こちらについては、おおむね5年に一度の調査ということで、今年度が本市の中でも4地区、東小屋地区、宮町、南小屋、それから中塩原の4地区に対して調査を行う調査費、消耗品等々の支出であります。

最後に、9ページの中段以降、3項2目生活保護費101事業の扶助費であります。こちらについては、2億6,500万円という歳出を予定してございますが、こちらにつきましては、前年度の決算額に合わせて、前期までの伸び率、おおむね118%であります。その伸び率を乗じて、今年度末の保護費を算定し、その中の不足額につきまして、2億6,500万円の歳出をお願いするものであります。

説明については以上です。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

鈴木委員。

鈴木委員 最後に説明いただいた10ページの伸び率ということなんですけど、3項2目扶助費、生活保護費101事業の説明の中で、2億6,500万という金額、なかなか大きいと思いますけど、伸び率だということなんです。具体的にどういうことに使われている。具体的ね。使われているものが、こういうふう伸びてきたのか。人数とか費用とか、そのあたりちょっと。

阿久津社会福祉課長 内容ですね。

鈴木委員 はい。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 生活保護費の扶助費につきましては、今年度8月末現在の中で、保護世帯が692世帯、それから保護者が947人ということで、

12年度末と比較しますと、それぞれ51世帯70人の増ということになってございます。その中で、特に類型でいいますと、高齢者の世帯、それから障害者の世帯、それからその他世帯ということで、雑ぱくに申し上げますと、18歳から64歳未満で世帯主の方が就労ができる状況の中で就労につけない方というような方の割合が多ございまして、そちらの保護費として、生活費であるとか、それから医療費であるとか、そういうようなものについての支出をしているということでございます。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今、社会問題になっていると思うんですけど、18から64歳という方の去年とことしの割合というのはわかりますか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 こちらは、例えばその他世帯で申し上げますと、22年度末で70世帯、それが今年度8月末ですと92世帯と13%ほど増加していると。

22年度の中の10.9%が今年8月末でいうと13.3%ということで、おおむね2.4%ほど伸びているということになります。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 18から64歳は2.4%の伸びということですが、先ほどは118%の伸びということは、18%なので、想定としては、勘違いしないように言うんですけど、高齢者のほうが伸びていると。割合が伸びているということによろしいですね。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 説明が若干漏れまして恐縮ですが、118%、金額ベースということで、今申し上げたのは、世帯ベースということで。

ちなみに、高齢者世帯でいいますと、22年度末が295世帯で46%にしまして、今年8月末が301世帯43.8%ということでありまして、若干高齢者

世帯につきましては、世帯数は減っているんですけども、保護者はふえているというような状況になります。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 世帯で言うと、ざっくりなんですけど、高齢者の世帯をその他の世帯、ある意味で働いてほしいべき世帯に近い世帯ね。その1世帯当たりの市としての保護金額というのは、それは変わらないんですか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 保護費につきましては、保護費の中でベースといいますが、それが決まっておりますので、若干の加算等々もありますけれども、その保護費の中で定額といいますが、おおむね単身世帯ですと10万円弱ぐらいになるんですけども、これぐらいの保護費を住宅費、家賃等々含めて支給しているというような状況にあります。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 先ほどのところで、社会福祉費補助金のところで、自立支援法事業推進費として、401事業に充当ということになってはいますが、その辺のところ、実際にどういう内容に当てはめるかということで、システム自体の改修とかになるんだと思うんですけど、どういうものがどういうふうに変わって、どういうふうシステムを変えるのかの説明を、法律が変わったので、根本的にどこが変わってくるのかというのを、ちょっとわかるように説明していただけないでしょうか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 401事業のいわゆるシステムの改修費でありますけれども、こちらについては、10月1日から自立支援法一部改正があったということで、グループホーム、ケアホームを利用

される際の助成に対してのシステムの改修をしたというところが1点。

それから、医療支援の個別給付化というところで、そちらについての改修が1点ということで、それから24年度改正に向けまして、利用者負担の見直しであるとか、それから相談支援の充実、それから障害児支援、成年後見制度、それから報酬単価等の改正等々に対しての対応ということでの改修の内容になってございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 このシステム改修するに当たって、今度障害者の個人負担という部分のところが、今までのところでは応能応益の考え方がちょっと応能より応益の考え方が強かったのが直ってくるんだと思うんですけど、その辺のところ、この辺の法律が変わってということがあるんですけども、利用者である方たちのところの使い勝手のよいシステムになるようにということで、何か話し合いとかそういうものは持たれているシステム改修ということになるんですか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 改修につきましては、今回のいわゆるリース料の改正に伴って、今まで行っていたものから若干変わるものがございますので、そちらについて、利用者の方に不便を来さないようにということで、電算化をしてございますので、そちらの中の改修ということで、その改修業者等と担当者で打ち合わせています話し合いをしながら作業を進めるということでございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 この辺のところ、介護保険でいえばケアプランの作成とか、そういうような部分のところも、今度ケアマネージャー的な役割を持つ人の役割も大きくなってくるんだと思うんですけ

れど、そういうことで利用者と、サービス事業者と、その辺のところ、どんな制度にするかというようなことは、このまま自立支援のシステム、コンピューター上のシステムではなくて、制度上のシステムのところでは、障害者プランのほうと、幾らつくっても、サービスがなかったら使えませんので、その辺のところの整合性というか、計画の進捗状況とこういうシステムというのは連動しているというふうに考えて理解していいんですか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今、委員おっしゃったように、今年度本市でも、障害者計画と障害福祉計画を策定しております。そちらについても、策定委員会であるとか、また市の中の自立支援協議会等々の中の各部会の委員さん等々とお話をしながら、今、委員さんがおっしゃったような使い勝手の部分で、利用者の方が使いやすいような形で事業者、それから当事者の方との意見交換をしながら進めていくということで、その具体的ないわゆるシステムの中の改修が、今回の改修費ということでもありますので、そのいわゆる中身の部分というんでしょうか。そちらについては、自立支援協議会の中で議論をしていくというようなことで、利用者の方の利便性が図れるように進めていきたいというふうに考えてございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それで今まで利用者であった方とか、それを支援する事業者であるとか、家族であるとかから、問題だということで指摘されていたことというのはたくさんあって、今回法律的にも変わってきたんだと思うんですけど、その中で、残ってしまったというような課題というのは、どのように把握していますか。

それとあと、8ページのところで、全国在宅障

害児者実態調査を5年に一度調査をするということになっているんですけど、この調査自体は、最終的にどういうものに生かそうとしての5年に一度の調査なんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今、いわゆる家族や当事者の方のご意見で、残された課題ということなんですけど。

伊藤委員長 はい。

増淵障害福祉係長 障害福祉係長、増淵といいます。よろしくお願いいいたします。

法律のほう、改正に伴って、サービス、応能応益であるとか、サービスの内容若干変わる。課題としましては、一つ私のほうで思っていますのは、法定としてのサービス事業所にそぐわないような事業所がある。例えば現在の法律でいくと、何人の利用者に対して何人の職員がいなきゃいけない。たけど、そういったサービスでは対応できないような子どもさん、あるいはマンツーマンでやっていくことが必要であるとか、そういった法律で定められた以外の部分なんだけれども、必要と思われるような部分もあるかと思っています。そういったところに対しての利用の声もありますので、今後運営していく上で、ちょっと課題というのはあるのかなというふうには考えています。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 それからもう1点の在宅障害児・者の実態調査の活用方法というご質問だと思うんですが、こちらについては、全国で4,500の調査区ということで、本市の場合、4調査区が該当しているわけなんですけど、その調査の項目として、日常生活のしづらさの状況であるとか、それから障害者の状態、それから日常生活上で支援の状況と、あとは日中活動であるとか外出等々の状況、また家庭の状況等を調査するということ

で、調査の概要では、制度の谷間を生まないというような表現なんですけども、今後の福祉法制を実施する上での基礎調査とするということで、調査予定というようなことで実施をするものであります。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 先ほどはやっぱり支援困難な部分のところでは、ある程度の国が示したような制度ではできないということで、わかります。そういうことの認識があるということやっていただいて、より、それこそ今の調査ではないですけど、制度の谷間に入ってしまうような、そういうようなことをしていただきたい。

それと私一つ、サービス事業計画、要するに支援計画を立てる。介護保険は割とケアマネージャーがということなんですけど、障害者のプランニングを支援するという、そこら辺のところを、介護保険のようなそういう、ケアマネージャーを配置するとか、それなりに障害者のケアプランの財政の研修を受けた人がやるんだとは思いますが、その辺はちょっと制度的にはまだ弱いというふうに思うので、その辺のところも今後、ちゃんとした計画が、その人のいろんな障害を持ってこの地域で暮らしていけるような生活が、割と障害者でもご自分でプランを管理できる人っていれば、割とそういう人は生活できるようなプラン、家族ができればなるんですけど、そうじゃないところへの支援が弱くなってしまいますので、この辺のところの一応サービス利用計画作成費も入ってきますので、その辺のところも十分に配慮していただけたらというふうに思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの生活保護費のまた関連ですけれども、これは一度生活保護を受けてしまった場合、現状として、受けないようにまた社会復帰というか、そういうことでできているような人というのは、世帯というんですかね。現状あるんでしょうか。

伊藤委員長 所長。

玉木福祉事務所長 生活保護法の第1条「目的」は、文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とするということで書いてあるんですね。

先ほど課長から説明申し上げましたように、全体的には「その他の世帯」が非常にふえているということで、手続上、今、鈴木委員がおっしゃったような自立を促す、これは当然ハローワークとタイアップしながら、福祉から就労へということだったり、あと面接の指導をしたり、いろいろな技術を訓練したりというのもやるんですけれども、じゃ、実際どうなのかということ、なかなかそれが就労につながるというのは、ケース的には少ない。

もう1点、当然生活保護から自立を助長することが目的ですので、働ける能力を十分に活用していない。例えばハローワークに行っても面接を受けないとか、面談をしないとか、それから昼間から、極端な話ですけど、お酒を飲んじゃうとかいう場合には、弁明の機会を付与しなきゃならないんですね。一度文書で指導をして、自立しっかりやりなさい。それでもなおかつその姿勢が見られない場合には、聴聞というんですけれども、弁明の機会を与えた上、それでうちの福祉事務所として納得ができない場合には、生活保護を廃止するということが法律でできますので、その手続をやっております。

以上です。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ現状として、その支援を企図するような助長というのは、部署的には社会保険事務所、市の職員が当たられているんですかね。

伊藤委員長 所長。

玉木福祉事務所長 当然ケースワーカーがそれぞれいろんなアドバイスしております。ただ、基本的にはハローワークと、職業安定所とタイアップをしながら、今、国でも当然そういった支援の制度を充実していますので、職業訓練とかもやっております。

以上です。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうしますと、あと二つだけちょっとお聞きしたいんですけど、那須塩原市の、栃木県全体の中での割合の位置づけでいうと、あと現場の担当者の悩みというか、やっぱり当然復帰してもらいたいわけですけども、その辺ができない担当者の感じている状況というのは、どんなものか。答えは二つだけ。

伊藤委員長 所長。

玉木福祉事務所長 ちょっと月がばらばらで申しわけないんですが、9月現在、栃木県の被保護世帯が、これも率で言っちゃいますね。10%。だから1,000分の10。本市が8.10%です。高齢者世帯の割合からいきますと、県が 県だけ言いますね。県が39.4、5市が5.8、障害者が10.9、傷病者が27.2、その他が16.7。本市の場合ですと、高齢者が44.5、母子世帯が4.9、障害者が10.5、傷病者が27.9、その他が12.2。市部で言いますと、合計で%が10.53%です。ですから、本市の8.10というのは、市部の中ではまだ低いほう。ちなみに宇都宮ですと15.77ということでありまして。

伸び率なんですけれども、先ほど課長もふれましたが、平成17年度を100といたしますと、ことしの8月現在で163.6、世帯数。ですから1.6倍に

なっております。

その扶助費なんですけれども、どんなことがあるかという、生活扶助、住宅扶助、それから教育扶助、介護扶助、医療扶助とかいろんな扶助があるわけですね。その割合としてやっぱり一番大きいのが医療扶助。全体の扶助費の52.26%。その次が生活扶助、31.96%というふうな割合になっております。

あと、現場のケースワーカーの苦勞については、係長から答えたほうがよろしいかと思しますので。伊藤委員長 係長。

薄井保護係長 保護係の薄井と申します。

現場の苦勞というのか、この制度は、全国一律でやっておりますので、全国一律で行えるようにということで努力をしているのが現状なんです、一番大変なのは何かというと、やはりこここのところ申請がやはり伸びています。当然保護人員もふえております。ですので、日常の仕事の大半を窓口相談、あと申請、あと訪問。必要な訪問。そういうものでとられているわけなんです、先ほど所長のほうでもありましたように、全体で1,000近い保護の人員になってきております。それを訪問する。今ワーカーが8人なんです、8人でそれを訪問し回るということになりまして、やはりちょっと今、そういう窓口での相談もしくは申請が多いということで、なかなかやりくりが大変だというのが実情かなと思います。

あと、先ほど所長のほうからお話しさせていただきましたが、今、国として目標に掲げているのは、最低生活の保障というのと同時に、自立のほうを大きくやってもらう。先ほどお話ありましたように、ハローワークとの連携ということで、そういう事業をハローワークのほうでも積極的にやっております。福祉事務所とハローワークが連携して、そちらにのせていくということな

んですが、これもはいつて渡せばOKだということではないので、ワーカーがちゃんと調査をして、その対象者が適切か、事業にのせるのが適切かどうかを確認した上で、今度はハローワークの職員と会って、面談をして、事業を続けられるかどうか。そういうことまでやるのが今の仕事になっております。

どんどんどんどん、そういう自立に向けた仕事というのが大きな仕事になっているにもかかわらず、やはり相談、申請がふえていますので、その中でやりくりするというのが、多分ワーカーが一番大変に今思っているところではないかと思します。

以上です。

伊藤委員長 鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようですので、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議なしということで、議案第52号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第65号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第65号 公の申請の指定

管理者の指定について。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿久津社会福祉課長 それでは、議案第65号 公の申請の指定管理者の指定についてのご説明を申し上げます。

議案書でいきますと28ページ。議案資料では67ページ中段になります。こちらにつきましては、資料でご説明申し上げますが、那須塩原市ふれあいの森の指定管理者指定ということで、こちらにつきましては、前回同様に3年間の指定ということで、那須塩原市の社会福祉協議会に指定をするということで、内容につきましては、ふれあいの森の事業であります自立支援に関する業務そのほか施設の維持管理等のに関する業務でございます。

選定の団体、今申し上げましたけれども、選定の団体、社会福祉協議会につきましては、17年4月1日に設立をし、主な事業として、社会福祉を目的とする事業の企画実施、介護事業、そのほか福祉団体への事務であるとか、地域福祉関係の受託事務等々を行っているということで、こちらの選定につきましては、このふれあいの森が民間でも受け入れが困難であるというような障害者に対するセーフティネットの役割を担っているということで、現在入所されている、通所されている方も含めて、引き続きその役割を担う必要があると判断をいたしまして、選定をさせていただいたところであります。

こちらについては、現在13名の方が利用されているということで、職員は常勤2名、嘱託2名の4名で運営をしてございます。

指定管理料につきましては、3年間で7,800万円、2,600万円を上限としての3年ということで、債務負担行為を起こさせていただいております。

以上であります。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決をいたします。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第65号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、社会福祉課からその他で何かございませんか。

課長。

阿久津社会福祉課長 特に用意はしてございません。

伊藤委員長 それでは、社会福祉課所管の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 子ども課所管の審査を行います。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荻原子ども課長 それでは、子ども課所管の補正予算につきまして、執行計画書に基づきましてご説明いたします。

まず、歳入からですけれども、1ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金のうち、2番目の児童福祉費負担金になります。これは母子生活支援施設の措置費に係る費用として、国から2分の1の補助金でございます。

それから、その下の2項国庫補助金で、2項1目民生費国庫補助金、母子家庭等対策等の支援の補助金。これは高等技能訓練促進費等補助金に充てる経費でございます。4分の3の補助率でございます。

それから、次のページ、2ページになりますけれども、15款県支出金、1項1目民生費負担金のうち、児童福祉費負担金、母子生活支援施設、いわゆる母子寮に係る経費に対しての4分の1の負担金でございます。

それから、その下、1項2目民生費県補助金のうち、児童福祉費補助金。これの2番目の安心子ども特別対策事業費補助金の中で、1番目の子ども手当の事務費、それから保育園運営費、認可保育園運営費、その下子育て相談センター運営費、一つ飛びまして、放射能対策事業、それから最後の児童福祉施設災害復旧事業、これが子ども課所管の歳入でございます。

歳出に入ります。

8ページをお開きください。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の中で、子ども手当の事務費でございます。これは10月分からの子ども手当に関しまして、制度が変わったものですから、新しい制度に対応するためのコンピュータシステムの改修に要する費用でございます。これ補助金100%でございます。

次の2項2目保育園管理費、保育園の臨時職員費、これ臨時保育士等に係る賃金が不足するために増額補正するものであります。これは例年どおりの中身であります。

それから、次の保育援助費ですけれども、新たに備品購入費としまして、加湿空気清浄機公立保育園分92台の購入を予定しております。これは、インフルエンザ対策等で県に要望していましたが、安心子ども基金の補助対象に採択されたというふうなことから、今回の載せたものでございます。

同じくその下の認可保育園費ですけれども、これにつきましても、同じように加湿器、空気清浄機ですね。これを民間の私立の保育園68台分の購入雇用でございます。これを保育園運営費の中で貸与して購入していただくものです。

次の子育て支援費、子育て相談センター運営費でございますけれども、これにつきましても、県に要望してありましたところ、安心子ども基金の補助として採択になったというようなことから、児童虐待防止対策の強化事業として取り組むものでございます。虐待防止に関する研修会、それから訪問指導等に係る軽自動車1台の購入でございます。

次の児童措置費ですが、母子生活支援施設措置費というふうなことで、いわゆる母子寮の措置委託料です。宇都宮にある「わかくさ」に2世帯10人、それから群馬県にある「かぶら」というようなところに1世帯3人の入所に係る委託料でござ

います。

それから、次のページになりますが、母子福祉対策費ですけども、これ母子家庭高等技能訓練促進費等給付金でございまして、対象人数が7人に上っているというようなことで、当初予定よりも人数がふえたことによる増額補正でございまして。

それから、次の子ども等手当費でございまして、これは児童扶養手当のシステム改修というようなことで、その制度の変化ではないんですが、集計する、県に報告する集計の方法が変わったことによりまして、その集計に対応するためのシステムの改修費でございまして。

それから、このページの一番下になりますけれども、4款衛生費で、1項5目環境保全費。これは保育施設等の放射能対策事業に取り組むものでございまして。需用費と委託料、これにつきましては、給食の食材の放射線量の測定に要する経費でございまして。

それから、備品購入費としまして、保育施設等における園児たちの受ける放射線量を測定するための放射線測定器、各施設1台分50台の購入経費でございまして。

それから、10ページの一番上になりますけれども、補助金としまして、民間の保育施設等に対する給食食材の放射線測定器の補助金としまして、そのせてございまして。

子ども課は以上でございまして。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

副委員長。

櫻田委員 すみません。子ども課、子ども手当の支出にかかわりまして、そのときに、はがきで来るわけですね、僕も子どもいますから。その後期限が決まっていたと思うんですが、そういった期限でよく聞くのは、窓口の対応の悪さよく聞く

んですけど、恐らく役所としては、もう期限が過ぎちゃうから、早く持って行って、印鑑と何かあれ持参していくわけですよ。そういった部分で、その期限内にある程度はおさまったと思うんですが、そういったトラブル、結局はそういった窓口の業務のトラブルが市役所全体の、那須塩原市の市役所、窓口対応が悪いねという話になると思うので、そういったトラブルはなかったかどうか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 恐らくトラブル、窓口での大した大きなトラブルというのは特にないんですけども、お話出てきているとすれば、保険証を持ってきていただくんですけども、通知にははっきり書いてあるんですが、要するに受給者本人の保険証を持ってきていただくようにということで通知差し上げているんですけども、現実的にその受給対象となる子どもの保険証を持ってきちゃって、用が足りないというようなことは、結構相当な数に上っています。通知にはしっかり書いてあるんですけども、そこのところを読み飛ばしたり、あるいは勘違いされたりして、そういう案件の話が出ているのかなとは思いますが、大きなトラブルは特にございません。

伊藤委員長 副委員長。

櫻田委員 お母さんたちって、そういうとこすぐえ敏感だと思うんですよ。そういうのが波及するおそれがあるので、恐らく子ども手当、次回もまた長くは続かないと思うので、また変わると思うので、ぜひそういうときは、太い字にしてやったりとか何か、花丸つけるとかって、そういう工夫をしていただくとよいと思うので、よろしくお願ひします。

荻原子ども課長 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、1点ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、各園の積算線量計の使い方ですけど、小学校に関して、中学校、小学校に関していえば、子どもたちと、それから体育の先生がつけるという形になっているわけですけど、この保育園に関しては、どのような考えをお持ちでしょうか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 これは各園1台ずつ配備しまして、朝おおむね7時半から夜、大体6時から7時前後、その間における時間帯に、保育士につけていただいて、途中で交代する場合は、そのまま引き継いでいただくというような形で、保育園に開園している時間帯で、1カ月当たりどの程度の線量を受けているかというようなところを測定する予定であります。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 前にもちょっとその話はされていたと思うんですけど、実際にはその小学校、中学校の場合には、子どもたちにもつけさせるわけですよね。保育園の場合には、小学生とかから見れば、なかなか難しい部分もあるのかもしれませんが、現実にはやっぱり、子どもたちにつけさせる、それがより正しいとか近いデータがとれるんじゃないかと思うんですが、そこはどう考えますか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 子どもによっても、保育の時間、預けている時間が結構ばらつきもあるものですから、主に年長児の担任につけていただいて、年長児が一番外に出る時間が、活動時間が長いと思われるので、その年長児の担任を中心に、保育園で預かってから帰るまでの時間帯、全時間を測定することによって、最大その保育園施設における最大線量、それを測定したいというような考え方であります。

伊藤委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今、吉成委員の関連なんですけど、今の考え方、わからないわけではないんですけど、1人の子どもが1日に受ける線量というのは、通園の時間帯、それから家で遊んでいる時間、それから寝ている時間、食事している。その24時間で1日幾ら、それを1週間やったら幾ら。その量は1年間にどれだけ、1mSvという数値に対してどれくらい受けているかというのを量るには、幼稚園の管理という意味ではいいと思うんですけども、那須塩原に住む園児の年代の子どもたちの、地域によっては違うと思うんですけども、それを知るデータが私は本当は欲しいなというのをですね。だから、幼稚園の管理するだけでは、今のおっしゃったとおりで全然問題ないと思うんですけども、小学校へ上がる前の子どもたちの放射線量はどのような状況なのかという、健康的な判断からすると、せっかくですから、そういった家まで持って帰ってもらって量ってもらおうという考え方というのは、そういう量り方というのは考えていらっしゃるんですか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 子ども課としては、今のところは保育園の中だけで測定する考えであります。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 部長にお伺いしたいんですけど、私のような考え方で、もしも小学校に上がる前の子どもたちの線量をはかるということは、あっていいと思っているんですけどね。多分どこもはかっていないと思うんですよ、そういう意味では。正確に24時間。それはどこかではかるという考えは、どう思われます。

伊藤委員長 部長。

長山保健福祉部長 ご存じのように、放射能対策本部というものございまして、その中で、健康に関するプロジェクトチームがあります。その中で、今お母さんたち、保護者の方たち、市民の皆さんが持っている不安をどのように解消していくのかということ、実態を知ることが一番なんだろうというようなことで、いろんな方法を検討しているところです。

保育園、幼稚園の子どもさんって小さいお子さんなんで、なかなかその子に何かつけて、24時間管理するというのがうまくいくかどうか、その辺の技術的な問題もあると思いますので、今後よく検討していきたいと思っております。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そのようなことで、線量計は子どもにつけるかどうか、難しいのはわかるんですけど、だれか一緒にいる人、同じところに線量、実際に浴びているわけですから、あとお母さんに渡して、お母さんは子どもに付けてある程度その子にとっての1日24時間というのはわかると思いますので、子どもに張りつけておくのが一番いいのかもありませんけど、そんな形で那須塩原市のそういった小さな子どもたちが、これは外部被曝ですよ。かつ食物等の内部被曝はあると思うんですけど、その現状を保健課のほうでもデータとして、それなりに理解をしておくような形に、その特別委員会のほうでも検討していただければと思います。

それと、ほかにこの補助で出ているのは加湿器なんですけども、加湿器というのは、1台幾らのもので、これの、買うという根拠に至った。普通に通常の常識で考えれば、確かに加湿器があれば、インフルエンザには有効なんだろうと思うんですが、その辺の効果を想定しているのか。どれぐらいで、どれぐらいなんだろうとか、買うに当たっては、やっぱりそういう効果を期待しているんだと思う

んですけど、効果とその使い方についてちょっと。どういう使い方がされるのか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 この加湿空気清浄機につきましては、既に各施設で数台は入れてあるんですけども、保育所全室の備がない現状なんですね。必要に応じて、例えば遊戯室で何かやるときには、保育室から遊戯室に運んで対応しているというようなのが実態なんですけれども、今回県のほうで採択していただけたというようなことで、基本的にはすべての全保育室に1台を配備して、インフルエンザ等の対策を強化したいというような考え方でございまして、1台当たり、税込みの金額なんですけど、5万1,135円を予定しております。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この今の子どもたちがインフルエンザにかかる状況、これ毎年はやりがあるので、何とも言えないんですけども、去年どれくらいで、判断したとき、伸びてきたのであったから、抑えるために買ったんだと思うんですけども、単純にインフルエンザにならないために、各室あったほうがいいたろうという考えだったのか。そこだけ、じゃ、お聞かせ願います。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 去年の新型インフルエンザのときに、相当感染力が強いというふうなことで、患者数ふえたのは事実でございます。ただ、通常のインフルエンザと結果として同じ扱いになったわけなんですけども、その年によって浮き沈みはありまして、空気清浄機入れたから減るというのは、余り、どこまで期待できるかというのは、正直わからないところはあります。やはり少しでも予防に、小さい子どもなものですから、少しでも予防に役立てばというようなことから、導入するというふうな判断をいたしました。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。有効に活用していただければと思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、子ども課所管で何かその他でございませんか。

課長。

荻原子ども課長 1件だけご報告したいと思います。

ファミリーサポートセンター、10月に立ち上がりまして、これまで会員登録の準備しまして、12月1日から活動を開始いたしました。これまでに12月の4日現在での数字ですけれども、127人の登録がございました。10月の1日から4日までの間に4件ほどの活動報告がございました。4件とも子どもの送迎ですね、これが4件ほどございました。

以上でございます。

伊藤委員長 それでは、子ども課所管の審査を終了いたします。

ここで執行部入れ替えのために、暫時休憩をお願いいたします。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

伊藤委員長 それでは、全員そろいましたので休憩前に引き続き会議を開きます。高齢福祉課の審査に入ります。議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長（説明）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 社会福祉施設管理費の中の元気アップデイサービスセンターはどのような施設になるのでしょうか。

人見高齢福祉課長 塩原地区の元気アップデイサービスセンターの施設改修のための設計測量管理委託料で、詳しくはこれからでございます。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 はい、結構です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決すべきもの

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は全員異議なく可決すべきものと決しました。次に議案第55号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長（説明）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第55号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第55号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

伊藤委員長 次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長（説明）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 選定で落とされた業者のあと1社は、どのような業者だったのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

人見高齢福祉課長 A社はシルバー人材センター

と同じく市の他の業務委託を受けている業者です。伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 シルバー人材センターとの差はどこにあったのでしょうか。その他の業者から問い合わせはなかったのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

人見高齢福祉課長 利用者のサービスの向上や施設の適切な運営、経費の縮減などで、それぞれ優れた点がありましたが、経営状況も含めて、合計点数の高いシルバー人材センターを選んだものです。他の業者からの問い合わせはありませんでした。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 プレゼンに慣れていない業者は選定されにくいということはないのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

人見高齢福祉課長 プレゼンの仕方だけでなく審査項目全体で選定しているところです。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 金額の判断はどうなっていますか。一年間いくらかという金額は決まっているのですか。

伊藤委員長 課長。

人見高齢福祉課長 公募に当たって市の積算内訳を示しており、応募業者が経費の縮減も含めて提案するようになっておりますが、管理経費は審査項目のひとつです。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 元気アップデイサービスは誰でも利用することができるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

人見高齢福祉課長 元気アップデイサービスは健康チェック、生活指導、趣味の活動等を通じて閉じこもりがちな高齢者の自立生活を助長し介護状態にならないようにしようとするもので、1コー

ス週2回実施しているところです。許可制にはなっていますが、地域包括センターや民生委員を通じて、条件が一致すれば誰でもこられるようになっています。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第65号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次日にはございませんが、高齢福祉課所管から何かその他でございませんか。

人見高齢福祉課長 ありません。

伊藤委員長 それでは、高齢福祉課所管の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

伊藤委員長 そろいましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 保健課所管の審査を行います。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田保健課長 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

説明資料につきましては、補正予算執行計画書をもとに説明させていただきます。

保健課所管の歳入の補正はございません。歳入からになります。

執行計画書7ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費です。まず、こちらですけれども、国民健康保険特別会計繰出金、801事業になります。こちらについては、職員給与の補正による減額によるものです。2,211万3,000円の減額になります。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金、911事業になります。こちらについても、職員給与の補正による減額ということで、11万5,000円の減になります。

次に、後期高齢者医療費負担金、921事業になります。こちら負担金、栃木県後期高齢者医療広域連合負担金になります。こちらは平成22年度の負担金が確定したことに伴いまして、負担超過分が発生しております。その負担超過分を平成23年度の負担金より減額調整になります。減額は165万9,000になります。

次に、後期高齢者医療広域連合負担金。こちらにつきましては、負担金706万円の減額になります。こちら平成22年度の負担金が確定したことに伴いまして、負担金超過分があります。その金

額同額を平成23年度の負担金から減額調整するものです。

次に、老人保健事業1051事業になります。こちらは平成22年度の社会保険診療報酬支払い基金及び国県補助金精算に伴う返還金になります。17万4,000円の増と。

次に、9ページをごらんください。

9ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費になります。

まず、職員給与費、101事業、こちらについても、職員給与補正による減額によるものです。給与、職員手当、共済費、合計で952万7,000円の減額になります。

次に、保健衛生事務推進費、201事業になります。こちらは大田原市休日等急患診療所運営費負担金45万2,000円の増になります。こちらは平成23年度の負担金が98万2,000円の決定の通知、それと平成22年度の負担金の精算がございまして、追加負担ということで79万8,000円の金額が発生しております。合計しまして193万3,000円になります。当初予算との差額ということで、今回45万2,000円の補正をお願いするものです。

次に、1項2目予防費、予防接種事業、201事業になります。

まず、委託料ですが、予防接種の委託料ということで、日本脳炎の予防接種関係の費用が2,500万円ほど補正をお願いいたします。こちらについては、平成17年の5月に日本脳炎の接種が差し控えられまして、平成22年度から予防接種が再開されました。今年度は、当時接種が受けられなかった対象者へ積極的に勧奨するようにということで、平成7年の6月1日から平成19年の4月1日生まれの子を対象に、積極的に勧奨した結果、当初4,500人を見込んでおりましたけれども、対象者を拡大したということもありまして、年間で見込

み7,570人を見込んでおります。その関係で差額が2,500万円ほど発生する見込みになっております。

次に、償還金になります。こちらは平成22年度の栃木県新型インフルエンザワクチン接種助成事業補助金精算に伴う返還金ということで、106万3,000円の返還が生じております。こちらのほうの補正増になります。

一般会計について、歳入歳出補正予算については以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 これすみません。予防接種事業の201事業の予防接種が1,500万、歳出ですね。教えていただきたいんですけど、補助とかそういうのはなくて、一般会計からの支出というか、インフルエンザは積極的に勧奨して、受けさせなさいというふうになるかと。国とか県の補助というのは、これは入っていない。

伊藤委員長 課長。

会田保健課長 日本脳炎については、予防接種の予防が、先ほども申し上げましたとおり、平成17年の5月に差し控えられたということで、今回、平成22年度から再開するよにということで通知がありましたものですから、これについては、対象者に必ず受けてくださいというような連絡をした上での予防接種になります。

新型インフルエンザについては、こちらについては、あくまで希望者ということだったものですから、こちらについては県のほうも補助を出すということでの今回の補正で、いただいていた補助金をお返しするという形になります。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 受けなかったのですが、インフルエンザのほう私伺ったんですけど、インフルエンザのほうは受けた人が少なく、補助金をその分返していると考えていいんですか、今の話。私が質問したのは日本脳炎のほうなんですけど、受ける人がいるから、市が支出するんでしょうけど、単純なんですけど、17年度からやめていたものを受けたほうがいいですよというのはわかるんですけど、言うだけで、国県は補助がなく、あくまで市が単独で取り組みをしたものという意味ですか。

伊藤委員長 課長。

会田保健課長 これについては、ほかの予防接種三種混合やいろいろありますけど、これについては、市負担という形になっておりますので、日本脳炎も同じように接種を勧奨しなさいということで通知はありますけれども、これに関しての助成金、補助金等は一切ございません。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第53号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第53号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田保健課長 それでは、国民健康保険特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

資料の17ページをごらんいただきたいと思いません。

こちらは国民健康保険特別会計歳入になります。

9款の繰入金です。一般会計からの繰り出しの減額に伴いまして、国民健康保険のほうで、受け入れ側での歳入の減額ということで、やはりこちら職員給与費の繰入金ということで、一般会計の増額の2,211万3,000円の減額になります。

次に、18ページ、歳出になります。

1款1項1目一般管理費、こちらは職員給与費、101事業になります。これも同じように職員の給与の減額という形で、2,211万3,000円の減額になります。

次に、まず順番がちょっと前後いたしますけれども、6款の介護納付金のほうからご説明申し上げます。

介護納付金101事業負担金という形で、1億2,869万8,000円の減額になります。こちらにつきましては、今年度の負担金の額の決定通知がありまして、確定額が7億7,106万2,127円という形で確定をしましたので、1億2,869万8,000円の減額になります。この減額をもって、同額を各款の不足が見込まれるところに同額を配分するような形で、今回の補正ができております。

それでは、2款の保険給付費、1項2目退職被保険者療養給付費、101事業になります。こちら

については、退職者への給付費という形で、上半期10月末の実績額から年度末の決算見込みを想定しまして、不足する分であります1億1,230万6,000円の補正の増になります。

次に、1項3目一般被保険者療養給付費、101事業になります。こちらについても、上半期の実績額から年間の決算見込みを計算しまして、1,000万円の補正増になります。

次に、審査支払い手数料、101事業になります。こちらと同じような考えで、上半期の実績を参考に年間の決算見込みを計算しまして、不足するであろう200万円の補正増になります。

5項1目葬祭費、葬祭給付費、101事業になります。こちらも年間の見込みを計算しまして、不足するであろう80万円の補正増になります。

6款は先ほどのご説明申し上げたとおりであります。

次に、11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金。こちらについては課税課所管なんですけれども、還付の年間の見込み額ですね。不足する分という形で、今回250万円ほど補正をするものです。

次に、償還金、101事業になります。こちらについては、平成22年度の特定健診の国県負担金の精算に伴う返還になります。国、県とも同額、29万6,000円ずつ返還いたしますので、国県合わせまして59万2,000円の補正をお願いするものです。

最後に、一般被保険者還付加算金になります。こちらについても、年間の見込みを計算しまして、不足する分という形で50万円の補正をお願いするものです。

以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第53号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第53号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第54号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田保健課長 資料のほう、20ページをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入の補正になります。

2款繰入金、事務繰入金としまして、11万5,000円の減額になります。こちらは職員給与補正による減額によるものでございます。

21ページをごらんください。こちら歳出になります。

1款1項1目職員給与費、101事業になります。職員給与補正による減額によるものでございます。11万5,000円の減額になります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、

ご決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第54号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第54号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田保健課長 それでは、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案の67ページになります。こちらのほうをごらんいただければと思います。

那須塩原市健康長寿センターの指定管理者の指定について。管理業務の内容、こちら記載のとおり6項目ほど業務がございます。

1項目目として、施設及び設備の維持管理に関する業務、利用の許可に関する業務、運営管理に関する業務、防災等に関する業務、情報管理に関

する業務、最後にその他市長が必要と認める業務となっております。

2の導入形態につきましては、特定の団体を選定してございます。

3、選定結果、財団法人那須塩原市施設振興公社となります。

4、選定団体の概要につきましては、設立年月日、平成2年10月29日、主な事業内容としましては、観光、文化、体育及び公園施設等の管理に関する事業。観光、商工、労働、緑化、スポーツ及び文化団体等の育成指導というふうになっております。

5の選定理由につきましては、事業の企画を伴う施設管理と温泉施設等の維持管理を行う能力、実績を持っている団体を選定ということで選定してございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 この那須塩原市健康長寿センターの指定管理者の指定を特定とするというふうには、一般公募にかけなかった一番の理由というのは、ここに書いてある資料以外で何かあるんですか。

伊藤委員長 課長。

会田保健課長 ただいまのご質問につきましては、今回議会の中で、総務部長から12月2日に答弁していますように、施設振興公社については、温泉施設と文化会館に特化したということがまず前提となっております。それが主な理由となります。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 温泉施設と、文化会館はわかるんで

すけれど、温泉施設に特化したという部分。そうすると、ここはどちらかという、この温泉施設に特化したという部分のところに該当するというふうに理解していいんですか。

伊藤委員長 課長。

会田保健課長 長寿センターのメインがやはり長寿の湯の温泉施設になろうかと思しますので、それでよろしいというふうに考えております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 一般公募にかけなくて、特定とするというところ幾つかあると思うので、文化会館とか福祉施設とか、ある程度の部分のところは何かわかるような気がするんですけど、温泉の管理って結構いろんなところができるのではないかなということで、今後この、今指定管理者でされているという、この特命指定ということをしているアウトソーシングのやり方というのが、だんだん理由が見つからなくなってきちゃう。美術館とか文化会館とか、そういうような部分のところは何かわかるんですけど、この辺の温泉施設のノウハウがあるというだけでは、ちょっと特命指定が弱いのではないかなというふうに思うんですけど、今回限りだよというようなことで、いずれは一般公募になってしまうよというような話というのは、出てきてはいないんですか。

伊藤委員長 部長。

長山保健福祉部長 一応この期間内、期間過ぎてからのことについては、その時期が来たら検討されるということだというふうに考えています。

それとあと、ここが長寿センターについて特命ということについて、昨年度1月の委員会のほうで決定されたということで聞いているわけなんです。長寿センターの場合は、温泉施設であると同時に、ご存じのように保健福祉部の黒磯保健センター 西那須野保健センターですね が、

そこで業務を行っている。要するに庁舎としての機能を持っているというようなことで、施設的にもそこだけ鍵のかかる独立した部屋にはなっておりませんので、やはり一般公募というのにはなじまないんじゃないかなという判断があったのではないかなというふうに理解しているところです。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員、よろしいですか。

早乙女委員 いいです。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第65号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次節にはございませんが、保健課所管からその他で何かございませんか。

課長。

会田保健課長 特にございません。

伊藤委員長 それでは、保健課所管の審査を終了いたします。

執行部入れかえのために、暫時休憩をいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 市民課所管の審査を行います。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

高久市民課長 それでは、12月補正予算執行計画書、6ページになりますが、2款3項1目住民基本台帳費の委託料1,023万8,000円の補正につきましてご説明をさせていただきます。

この関係につきましては、住民基本台帳法の一部が改正されることに伴いまして、それに伴うシステムの改修業務の委託になります。この関係につきましては、外国人住民の利便性の向上並びに市町村の行政の事務の合理化を目的としまして、外国人住民の方を住民基本台帳の適用対象に加えるために、住民基本台帳法の一部が改正される法律、これが平成21年7月15日に決定されておりまして、3年後の政令によりまして指定する日にちということで、現時点でまだはっきりした日にちはないんですが、平成24年の7月の9日に向けて、外国人住民の住民情報を、外国人登録システムから住民基本台帳法への移行するための既存のシステムの追加並びに修正を行う。この関係のシステムの改修委託というふうな形になります。

主な改修につきましては、文字の同定ということで、中国人の方ですと、簡体字ということで、簡略された字、これを正字、正しい日本の漢字に

直す作業、そういったもの。そのほかに、在留資格の情報ということで、既存の外国人システムに登録されている関係につきまして、入国管理局から提供された情報関係とリンクさせる中で、正確な情報を記載していくと。そういった関係につきましてのシステム改良、そういった形の経費になります。

以上です。

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 今、外国人住民の利便性のために、外国人をこの住基法の適用対象とするって、どういうふうになるんですか。

伊藤委員長 課長。

高久市民課長 利便性の関係につきましては、今までは外国人の方、個票管理ということで、住民登録カード関係が個人個人、1人1人について作成されていました。この後につきましては、日本人と同じく家族単位で住民票が作成され、それに基づきまして、国民年金であり、国民健康保険であり、そういった制度関係の加入関係がワンストップで処理をされると。今までにつきましては、日本人と外国人の混住世帯の関係につきましては、子どもさんだけの世帯であっても、日本国籍を有している子どもさんだけの場合については、子どもさんだけの世帯ということで住民登録がされていました。今度は外国人の方も一緒に登録されるということで、今までお父さんが外国人ということで、外国人登録で別にされていたもの、これが一緒に処理される関係で、一つの住民票に家族単位で掲載される関係で、家族関係の身分関係が明確にされる。そのほか保険であり、学校であり、そういった情報関係につきましても、日本人と同じような形で処理されるということで、利便性、

それをもって利便性というふうな形になります。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、今までの外国人登録の部分での、今は完全に指紋押捺ってないんですよ。そうすると、今までの外国人登録証みたいなものを携帯しなきゃならないとか、そういうようなことも、これでなくなる。

伊藤委員長 課長。

高久市民課長 これ入管法も改正されることによりまして、今までは外国人登録証というものを携帯する形、義務づけられていました。今度は在留カードというふうな形で、これは外国人の方が空港関係とかに入った段階で、入国管理局のほうから在留カードというものが交付されるんですが、その中の情報については、入国時につきましては、住所の記録がされていないんですが、本人の国籍条項、名前であり生年月日、そういったものが記載されたものは渡されるんですが、それは今までの外国人登録証と同じく、常に携帯しなければならないものにはなりません。ですから、今までの外国人登録証とは違って、在留カードというカード自体が変わりますけれども、それは常に携帯して、提示を求められた場合には提示をするという関係については、従来と同じ形かと思えます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、外国人登録証のかわりに在留カードになって、提示を求められたときは提示しなきゃならない。その提示しなきゃならないときに、運転しているときに、私たちは運転免許証を提示しろと言われたら、提示しなくてもいいんですけども、この在留カードは登録証と同じように、常に365日、外に出かけるときは持たなきゃいけないというふうな登録証と何ら変わりはないというものなんですか。それと、持ってい

ないと、登録証のように罰則規定ってあるんですか。

伊藤委員長 課長。

高久市民課長 罰則規定につきましては、ございます。形について、そういった形で法務省のほうから説明されています。

また、これは常に外出するときについては携帯するというふうな形について決められているということです。その関係につきましても、法務省のほうからは、法改正については説明はされております。

ただ、内容的には、今までの個人情報の関係で、職業欄であったり、もろもろ、勤務先であったりというものを、今までの外国人登録証には記載されていたんですが、今度の在留カードについては、ICチップ化されることによって、そのICチップの中を解読しないと、その個人情報については出てこない。ただ、在留カード自体に記載されているのは、名前と生年月日、そういった関係だけの記載になるという形で説明できます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、その在留カードというのは、名前と生年月日と写真が何かも載っているんですか。

伊藤委員長 課長。

高久市民課長 写真がつきます。

伊藤委員長 よろしいですか。

早乙女委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 予算が1,023万8,000円ということなんですけど、こういうシステムの改修というのは、国の政策でこういうふうになってくると思うんですけども、業者は1社なのか。それから、この金額というのは、安くなったり高くなったりするもの

なのかをお聞きします。

伊藤委員長 課長。

高久市民課長 その関係につきましては、現在、栃木県内のほぼ同じ市町村につきましては、TKCのほうで住民基本台帳システム、外国人登録システム関係、またサーバーにつきましても、すべての情報関係がTKCのほうに入っているということで、会社についてはTKC1社。それで全国的にこれ同時に行われる制度なんです、その関係で、国のほうから大和総研のほうに調査アンケート、各市町村、全国の市町村間でのデータを取りまして、累計ということで、外国人の人口、また市内の住民基本台帳人口、そういったものによってランクづけをしまして、必要経費関係というか、その移行するシステムの改修の概算ということで、ランクごとに決められるというか。ですから、外国人が、私どものほうの那須塩原ですと、きょう現在、2,424名の方登録されています。そうすると、1,000人から3,000人規模の市町村ということで、そのランクについては、金額的にはおおむねこの程度ですよということで、それに基づく形で、今度の経費については、国の施策によってなされるということで、地方交付税、また特別交付税というふうな形で手当がされるということで、金額的にはおおむねそのランクごとに示された金額ということで、これは全国統一単価になっている。

以上です。

伊藤委員長 鈴木委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 今お話があった住民基本台帳システ

ムの改修で、外国人住民の利便性ということで導入するものですが、外国人登録証と何ら変わりはなく、やっぱり在留カードと名前が変わっていても、罰則規定もあるし、ここに住む住民と同等の権利があるための利便性というだけではないという側面もあって、住民基本台帳システム自体が実際に不完全な制度であるということに加えて、国が国民を統治する、都合のいいように統治するための情報管理をされるということで、そこに外国人の方たちも加わるということで、この制度自体に疑問があると同時に、今回の改正自体も、単に外国人住民の利便性だけではないということです、このことをもって、この市民課の補正予算には賛成できません。

伊藤委員長 ほかに討論はございませんか。

それでは、ご異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数によって議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、市民課所管から何かその他でございませんか。

高久市民課長 情報なんです、外国人登録関連で皆さんご承知だと思うんですが、タイのほうにおきまして、先ごろ水害がございました。その関係で日本企業関係が多数被害を受けたということで、現地の従業者の方々が現地での就業ができないということで、この那須塩原市におきましても大田原のニコンの工場のほうに12月から1月にかけて、現地の方が約100名転入をされるということで、会社のほうから事前に相談がございま

した。そういったことで住まわれるのは西那須地区ということで、100人の方、外国人登録ということで来るわけなんです、その関係につきまして失礼しました。最終的な人数的には220名の方が転入されるということで、その関係について外国人登録の関係の転入の受け付け関係の打ち合わせをいたしまして、12月末から1月初旬にかけて順次、外国人登録の受付を行っていくことで、この人数が約1年間、那須塩原のほうに転入されるということで、情報だけお話しさせていただきます。

以上です。

伊藤委員長 はい、副委員長。

櫻田副委員長 そうやって220人の人が来て、もしかして那須塩原にタイ古式マッサージの店がふえちゃったりとかそういうことは考えられないですかね。あくまでも栃木ニコンで働くということであれですか。

伊藤委員長 課長。

高久市民課長 あくまでも、これは会社関係の就業の形で来る関係なんで、ですから今お話があったような関係については、これからどのような形になっていくかはちょっと想定はできないんですが、一応きちんとした形で会社の就業ということで来られますので、そちらは別な条件になりますので、これは先ほどお話が出たように違法な形の就業になりますので、その関係は規制されると思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今のことで、今タイからということでお話しされたんですけども、もしそれがイギリスからといたらそういうような質問にはならないので、ちょっとそこら辺のところの発言には気をつけてくださいというふうに思います。

伊藤委員長 それでは、保健福祉部の本定例会に

おける審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございませんか。

部長。

長山保健福祉部長 特にございません。

伊藤委員長 はい。

それでは、保健福祉部所管の審査を終了いたします。ご苦労様でした。

それでは、お昼のため休憩いたします。午後1時からといたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時59分

伊藤委員長 休憩前に引き続きまして、審査を行います。

教育委員会事務局教育部の審査

伊藤委員長 それでは、教育委員会事務局教育部の審査を行います。

初めに、平山教育部長からごあいさつをいただきます。

平山教育部長 (挨拶。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、教育総務課の審査を行います。

議案52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

山崎教育総務課長 それでは、予算中身より細かく書いてありますので、こっちの予算執行計画書のほうで説明させていただきたいと思います。それでは始めさせていただきます。

まず歳入でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの後段にございます20款諸収入でございます。

諸収入の4項4目雑入のうち、教育費雑入とございまして、3番目にございます栃木県砂防施設事業に伴う補償金126万円でございます。

歳出のほうであわせてお話いたしますけれども、栃木県の砂防施設づくり事業に伴う補償金ということで、これらの雑入を受けて事業を実施するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページでございますが、4款衛生費のうち、1項5目の環境保全日の中、これも大きくゴシックであります1つ目ですが、事業名でいいますと放射能対策事業（教育総務課）となっております。こちらにつきましては、学校給食の食材、こちらを予定では1月の年明けから4調理場において、週1回になります、1検体、それぞれの調理場におきまして検査を検査委託を行いたいというような内容でございます。3月末日まで11回ということで、これらの合計で102万円ということでございます。

内容的には、地元商店からのもの、これらを検査委託に付したいということで、議案質疑等にもございましたが、内容的には野菜、みそ、あるいは豆腐、最大の今のところ関心事でございますシイタケ、そういったもの、あるいは豚肉、鳥肉、こういったものを予定してございます。

続きまして、14ページにお進みいただきたいと思えます。

14ページの10款教育費の2項小学校費の1目のゴシックであります2番目の事業になります小学校管理運営事業ということで委託料126万円、こちらにつきましては、先ほど歳入の中で申し上げましたが、県の砂防施設事業に伴うということで、金沢小学校、この地域の上流部のほうにダイザワとか非常に水が出やすいあるいは急な斜面等ございます。それらをおある程度カバーする意味で金沢小学校の西側に水路、いま現在は暗渠となっておりますけれども、それらの改修を県事業で行いたいということで、24年度も継続するやに聞いておりますけれども、それらの立ち木に係る伐採、これらを補償費をもって充てていきたいという内容のものでございます。金沢小学校のちょうど西側に当たる部分が、この該当場所になります。

教育総務課は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりました。質疑を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決すべきものとするご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、教育総務課から、その他で何かございませんか。

山崎教育総務課長 ございません。

伊藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

伊藤委員長 ここで執行部入れかえのために、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 早速、学校教育課の審査に入ります。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい、課長。

菊池学校教育課長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）におきまして、学校教育課所管分についてご説明いたします。

補正予算書につきましては24、25ページ、補正予算執行計画書につきましては14ページになります。執行計画書の14ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校運営支援費701事業、宿泊体験館管理運営費用におきまして需用費を64万4,000円増額するものです。補正の理由につきましては、宿泊体験館メープルの利用者数の増加による燃料費、光熱費、賄い材料費の不足が生じるため増額を補正するものです。なお、賄い材料費は、利用者の全額負担となりますので、併せて歳入につきましても16万5,000円を増額補正いたします。

また歳入に関してもう1件ありますので、ご説明いたします。

補正予算書12、13ページ、補正予算執行計画書につきましては2ページになります。執行計画書の2ページをごらんください。

15款県支出金、2項県補助金、9目教育費県補助金、栃木県被災児童生徒就学支援等事業補助金323万6,000円を補正するものです。なお、歳入につきましても、23年度1月の一般会計補正予算（第1号）におきまして、東日本大震災対応経費に扶助費として計上しています。

以上、よろしくご審議お願いします。

伊藤委員長 説明が終わりました。質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、学校教育課からその他で何かございませんか。

菊池学校教育課長 特にございません。

伊藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時19分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは生涯学習課の審査に入ります。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい、課長。

阿美生涯学習課長 すみません、大変おくれまして申しわけありません。

予算執行計画書に基づいて説明をさせていただきます。

執行計画書の9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入は後で、歳出の中で説明をさせていただきたいというふうに思います。

9ページの3款民生費、項8の放課後児童対策費、この中の委託料、放課後児童会運営の委託料ですが、これは主に支援費等々ふえたものですから、その分の増額でございます。

次にその下の備品購入、機械備品購入費、これ加湿器なんですけれども、風邪予防、インフルエンザ予防等でございますので、公設民営の20施設について加湿器を購入するものです。これについて、歳入についてなんです、これは2ページをごらんいただきたいんですが、15款の県の支出金、2項2目の民生費県補助金の中の児童福祉費補助金があるんですが、この中の放課後児童対策補助金ということで115万4,000円、それと安心子ども特別対策事業費補助金の中の下から4行目の放課後児童対策事業費、これが先ほど加湿器の補助金、100%補助金ということになります。

次に、また歳出なんです、15ページです。10款の教育費、5項1目の一番上ですが、生涯学習振興費の中のコミュニティ活動費、これの歳出マ

イナス1,070万ですが、これは宝くじ助成のものです。8団体申請をしたんですが、3団体しか認められなかったものですから、残りの5団体については歳出の減と、あわせて歳入のほう、また戻って申しわけないんですが、3ページの一番下の教育費雑入の中の自治総合センター一般コミュニティ費助成1,070万、これも歳入のほうで同額の減ということになります。

次に、また15ページで申しわけないんですが、稲村公民館の建設事業費です。工事費として299万3,000円ですが、これは建設する建物をつくるための造成を今年度中に行いたいと、建設については24年度完成したいというふうなことで、今年度補正をお願いしたいということです。

この次の下の図書館購入の中の賃金ですが、これは塩原図書館の司書職員が産休に入るといふことなものですから、その分の賃金、1月11日から3月31日までの賃金の要求でございます。

補正については以上でございます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 1つだけ。すみません、勉強不足かもしれませんが、産休に入ると支出がふえるというのは、その休んでいる人のかわりの人を起用するということですね。

阿美生涯学習課長 はい、臨時職員ということで。

伊藤委員長 ほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい、課長。

阿美生涯学習課長 議案資料でご説明をさせていただきますと思います。

議案資料の58ページ、議案第65号の公の施設の指定管理について、生涯学習課の部分、これと含めて2つあるんですが、そちらのほうから説明をさせていただきます。

まず指定管理させる施設でございますけれども、市内にある図書館3カ所と12の分室それと2つのサービスポイントがございます。それについて指定をさせていただきます。

その他については経過なんですけど、本年5月に、5月20日から6月21日の募集をさせていただきました。その結果は3社応募がございました。その後、3社から提出された書類を審査をしまして、7月27日、応募3社に対するヒアリングを実施をしまして、それぞれの会社の審査項目の採点を行いまして、その後、9月26日の指定管理選定委員会で審査の結果、大高商事、大新東ヒューマンサービス、藤井産業の共同企業体が選定されたものでございます。

次に、ページ数、また飛んで申しわけないんで

すが、その資料の70ページをお開きいただけますか。

先ほどの図書館については公募でございましたが、この黒磯文化会館については特定団体ということになります。

指定管理施設でございますけれども、上厚崎490番地にあります黒磯文化会館であります。それから経過ですけれども、昨年8月に指定管理制度に係る導入調べ等ございます。それについて生涯学習課として意見を提出させていただいて、その後、本年の1月11日に指定管理を含めた振興公社のあり方等々を検討させていただいた後に、1月14日に指定管理者選定委員会において特定団体として黒磯文化会館の選定、公社ということで選定をされたものでございます。

皆様については、よくご審議の上2つありますけれども、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。説明については、簡単ですけれども、よろしくお願い致します。

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 基本的なことから聞きます。

図書館のほうの運営を委託する指定管理者の指定のところにに関してなんですけれども、実際にこの選考するに当たって管理業務等の内容ということでここに関していることは書いてある6項目を管理業務の内容としているんですけれども、その中で特に運営管理に関する業務ということで、指定業者に担わせる業務の内容ですけれども、具体的に今直営でやっているものはすべてこの業者が指定管理者となったところが担うという理解のものでよろしいでしょうか。

阿美生涯学習課長 今言われたとおり、直営のものはすべてということで進めております。

ただし、選書、本を選ぶということなんですけれども、それについては指定管理のほうで選定をしまして、最終的には市のほうで購入を決定していきたいと思っているところです。

また、市のほう、生涯学習課の中に図書館担当職員を配置をさせていただいて、その職員による監視というかモニタリングを進めていきたいと思っております。

また指定管理の基本協定というんですか、その中には当然、業者の評価、これも提出するということになっております。また、市民のアンケート等々も実施させていただいて、その意見に基づいて業務もしていったらいいということでの話をしているところでございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 選書どこやるのって聞こうと思ったんですけども、それは今お答えしていただいたので、実際にその選書は業者のほうがある程度リストを出してきて、それを図書館の担当職員を置いて、そこでどのくらいの担当職員を置くのか、だれ、特に少人数に、何名ぐらいを置くのかというのを聞かせていただくのと、あとカンファレンス業務というのは、実際指定管理者が行うということになるんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 私ども、先ほどの人数の件なんですけれども、今のところ、人数的には担当職員1名かなというふうに思っているところです。

説明した選書については、業者のほうである程度選定していただいて、その職員と、当然決裁を課長、できれば部長までいていただいて購入をしていきたいということを考えています。

またその担当職員については、私どもの希望なんですけれども、当然図書館の内容を熟知したと

いう司書さんなんかを置きたいと、私の意向としてはそんなふうに考えているところです。

そういう感じで、いま議論をまとめています。

〔「レファレンスでしょう」と言う人あり〕

早乙女委員 ごめんなさい。私つい介護ばかりをやっているんでカンファレンスになっちゃった。レファレンス。

伊藤委員長 はい、課長。

阿美生涯学習課長 レファレンスについては、今までどおり進めていきたいというふうに考えているところです。当然、いろんな業務もありますんで、できれば1月から3月までの引き継ぎ期間、ちょっと長めに設けて、その辺のことも十分にさせていただいて、4月からの業務に支障がないようにしていきたいというふうには考えているところです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、この指定業者にとりより、今いる職員で出してもらったところでは、正職員が今14名いて、図書専門員が6名いて、事務補助の人が1名で臨時が5名いるという形の体制で今行っているものを、指定管理者になると正社員として19名、臨時として9名ということで行うということになっているようなんですけれども、19名の中には図書専門員の6人が実際入るんですか。それとも今どこかの町で正社員にして雇うけれどもどうのこうのって、どこかの町で問題になっていますよね。この辺の関係はどういうふうに、新たに募集するということになっているんですか。

よく保育園の民営化のときには、臨時の保母さんの意向で残ると言えばほとんどそのままになって、保育の継続性を担保するというようになっていくんですけども、図書館のこの辺においては、どういうふうになっているんですか。

それとあわせて、そうするとそのレファレンス業務を誰に引き継ぎするかということは、まだ雇っていない人に引き継ぎする、1月から3月の間といっても、実際に業者の場合は、保育園の民営化のように1月から雇うんですか。

伊藤委員長 はい、課長。

阿美生涯学習課長 確かにそういうこともありますから、発注する際に、できれば今いる、話した専門員さんですとか臨時の職員さんですとか、当然今までやってきていますんで、そういう人の意向を確認した上で、雇用できる方については雇用してほしいというところでお話をしているところです。ただし、それについては給料というんですか、条件等々もございませう。扶養でいいという方も中にはいるかもわかりませうし、その辺も含めて、いま条件の取りまとめで業者にこれから提示をしてどうですかということをお話しているところだと思っております。

それともう一つ、専門員さん、支所ということですから、そういう方については優先的に雇用はお願いしたいというふうに思っております。

また、発注する際に、司書という資格を持っている方については、できる限り75%以上の司書を確保してほしいということでお話をし、仕様書にも載っておりますので、ヒアリングの際にもその辺のお話をしているところでございます。

できる限り、前いる職員の方もノウハウも知っていますので、雇用をしてほしいと、採用をしてほしいということはお話ししている状況でございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 でも、それは条件として保育園なんかのところというようなものよりは、ある程度、お願いに近い内容なんですか。それともそういうふうな仕様書の中でそういうことあって指定管理

者として出しているのかどうかということと、さっきもレファレンス業務とか選書も最終的にこっちに残るのは1人の職員が担当職員として残るといことは、業者が選書をするということがほとんどになると思うので、そうしたときに、この業者を見ると、大高商事って、県も結構全然関係ところのOBが行っていたりとか、宇都宮とか県とかの清掃業務を結構、がらがら、割と安く受注している業者さんなんですよ。

それで全部見てみると、図書館というものの運営に何か明るいというふうには思えないところに選書とかレファレンス業務とかして、これから雇う人がどういうふうになるのかといったときに、本当に西那須野図書館の選書は県内でピカーと言われたぐらいのうらやましいぐらいの選書をする図書館だったんですね。そういうノウハウが残っていくのかという部分のところを、私は本の数でもないし、建物の広さでもないし、やっぱり本の選び方、そこら辺は西那須野の選び方は、児童の専門書を扱っている方がよく西那須野の選書はいいですよというふうによく言われていたので、そのノウハウがまたなくなってしまうんじゃないかなという部分のところ、それを伝えたくても、受ける側が受けきれののかなという、それでやっぱりどうも点数がいいところだということ、一番気になるのは、管理経費の縮減ということ、5点で高いんですよ。これは、点数的には選ばれる点数ですから高くなるというのは自分が選ばれるからということ、要するに経費を抑えたという業者さんですよ。

そうしたときにお聞きしたいんですけども、落ちたA社とB社のところで、正社員として入れようとしていた人数、1カ月の大高商事のところは29万2,511円で1カ月平均、それで19人雇いますよというので、臨時職員は9名入れますよとい

うことで来ているんですけれども、これをA社ですから、1カ月幾らで何名の人を配置するというのをどういうふうに出してきたんですかね。1カ月幾らの職員を、平均でいいんですけれども、要するに人件費計の総額でもかまいません。それと人数。

伊藤委員長 はい、課長。

阿美生涯学習課長 人件費だけでよろしいですかね。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 人件費の総計でいいです。

伊藤委員長 はい、課長。

阿美生涯学習課長 A社のほうなんですけれども、人件費は8,952万7,000円です。B社のほうは、7,422万2,000円。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、直営との差で実際に落札したところは2,800万ぐらいの経費が安くなるということなんですけれども、それよりもまたさらに400万ちょっと安くなるんですかね。

そうしたときに、このA社にしる落札したところでもそうなんですけれども、今までの職員の給与からするとやっぱり安く仕上がる、人件費が安く仕上がるということと、それなりの専門職を雇えるという部分の関係で痛しかゆしなんですけれども、人件費安くなったけれども、専門的に本当に精通している人がいなくなっちゃったということが、私は危惧される経験の業者さんなんですけれども。

この辺のところ、何か仕かけとしてモニタリングを行う、評価も行うということなんですけれども、そのモニタリングと評価というのは今までやってきたようなものなんですか。それとももうちょっとこの業者の資質を見られるほどのモニタリングなんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 ですから、これからどこまでという正確なものはまだない部分があります。先ほど言った図書館担当専門員として配置しますので、できる限り細かい部分まで見ていきたいというふうには考えていると思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そのモニタリングとか評価というのは、どういう形で公表していくつもりかというのも、今後決めていくというのは、そこまで決まっていないですよ。決まっていないんですね。

伊藤委員長 はい、課長。

阿美生涯学習課長 そこまではまだ決めていないと思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 実際に、直営とこの指定管理者で図書館を出すということで、いま人件費で、先ほどの金額というのは私人件費で言ったんですけれども、総経費でいうとどのぐらいの金額が経費削減になるというふうに、大づかみでいいんですけれどもも考えて、この結果、出したんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 大づかみでよろしいですかね。直営の場合との比較ということなんですけれども、22年度の比較なんですけれども、約5,600万ほどマイナスになるかなという試算はしています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それともう一つなんですけれども、この業者が雇うと言った人件費、このぐらいかかりますよといった、あくまでも事業計画とかそういうようなもので出された中だと思うんですけれども、実際に雇う人、どのぐらいの人を雇っているかというのは、今までだったら、職員でやっていたら平均給与が650万円の人が350万ぐらいの人になるんですね、平均。平均ですから。という

ことは、半分はいかないけれども、その人に同じ仕事を担わせるということでしたときに、それとあとパートの人の臨時職員の人数もふえるんですけれども、そうしたときに、雇用される、市役所の職員じゃなく正社員でとるにしても、割と安い単価の職員を、指定管理者によってきちんとした給与の人を雇われるという官製ワーキングプアに手をかしていないという、そういうようなことをチェックするような仕組みというのは何か考えていますか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 特に仕組みという形では考えていないんですけれども、特に残りというんですか、労働基準法等々ございますんで、それをふやした形で的人员ですとか勤務体制をやっていただくということが大前提ですので、そこは最低で守っていただきたいというふうには思っているところですが、そのほか特に。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 野田市なんかは公契約条例をつくって、ただ最低賃金を守ればいいということではなくて、公共サービス基本法の精神で公的なワーキングプアを生まないということで、そういうような仕掛けをした上で出している、要するに専門職でありながらも安い賃金で雇った人ばかりになってしまうということ、職員を引き揚げることによってね。それにかわって、安くなるのはいいんだけど、専門職でありながらも安い賃金じゃないと働けない人をたくさんつくってしまうということに、少しは何か歯どめを考えているかなと思っただけなんですけれども、そういうところの部分をきちんとつくり上げていかないと、特に図書館で本当に指定管理者になじむのかなと、私はずっと疑問に思っていてここまで来てしまっているんですけども、その辺のところも何かこの指定管理者に

出す段階にきて、条件的なものはないで、今まで通り来ちゃったんですね。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 条件は特につけなかったんですが、図書館だけの話ではなくて、当然、市全体の中の指定管理の部分にかかってくる部分だろうと、当然思いますんで、その辺は市全体の中で、今言われたものについては検討していかねばならないのかなと思っているところです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 司書という専門職を置いて運営したものですから、ただ専門職がいればいいということではなくて、その専門職がどういう働かされ方をしているというのも、結構、今後の質にかかわってくるので、それをきちんとモニタリングして評価するという仕掛けがあるとよかったんですけども、それがこれかなということ。

質疑はここで終わりにします。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 うちの会派の相場議員も一般質問で出していたことなんですけれども、振興公社の組織なんですけれども、公社に採用されている職員の方と振興公社の心配をしている、今後、こういう管理者制度にして、万が一、ここから外した場合、振興公社というのは、公社自体というのは人がいるんだと思うんですが、選定から外してくれというようなことになった場合は、公社というのはどうなるんでしょうかね。それはちょっと質問外になりますか。

阿美生涯学習課長 それは、私もお答えできない。

鈴木委員 わかりました。結構です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許し

ます。

早乙女委員。

早乙女委員 この指定管理者の選定の過程というか、あと対策として先ほどお聞きしたところの一番図書館の命ともいえる選書の部分のところ、やっぱり経験のないところに任せるというのにしては、そのための対策がちょっと弱いということ、この図書館が今まで特に西那須図書館の運営なんかは県内ピカ一だと言われた部分のところ、ちゃんと担保できるかということでのモニタリングとか評価という部分のところを、私なんかすごくそこら辺を心配しているので、この発注に当たって、そこら辺も事前に準備した上で指定管理者に出すということになったならば、指定管理者に出すんだということを決めてから、実際に指定管理者の選定にくるまでの間に、その辺が私はなされているならばよかったんですけども、そこがこれからだということで、だったらそれをちゃんとしてから指定管理者に出すべきだというふうに思いますので、この指定管理者の指定については賛成できません。

伊藤委員長 他に討論ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議がございませんので、挙手により採決いたします。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、生涯学習課からその他で何かございませんか。

阿美生涯学習課長 特にございません。

伊藤委員長 それでは、生涯学習課所管の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、スポーツ振興課の皆さんがお見えになりましたので、早速スポーツ振興課の審査に入ります。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい、課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）、スポーツ振興課所管の説明を申し上げます。執行計画書で説明いたします。

15ページになります。

10款教育費、6項1目体育振興費、職員給与費の説明は省きます。

スポーツ振興事業報奨金として、全国関東大会激励費関係で130万円を計上いたしました。9月にも補正したんですが、大分、那須塩原市民頑張っておりますので、これから全国大会92、関東大会82、出場するだろうということで130万円の計上でございます。

続いて、6項2目体育施設費、黒磯運動場管理運営事業修繕料として72万5,000円、黒磯運動場の南側に雨水の調整池があるんですけども、その状態が、池の中の状態が見えないほど雑木がかなり太く茂っております。危険性があるためそ

れを伐採、草刈り等を行う予算でございます。72万5,000円の計上でございます。

続いて、三島体育センター管理運営事業、修繕料として砂利駐車場整備、大田原地区広域消防西那須野分署の隣にある砂利の駐車場なんですけれども、面積3,000平方メートル、あそこ雨が降ると、駐車場そのものがたわんでいるというか、かなり雨水が深くなってしまいまして、長靴を履かないとおられないというような実態でございます。砂利敷きの修繕料109万7,000円の計上でございます。

続いてその下、11款災害復旧費、一番下になります。4項文教施設災害復旧費、4項2目で関谷南公園の野球場、この野球場、放射線量が1.0μSv超えたり下がったり、1を超えている状態でございますので、なおかつ野球場につきましては地域の少年も、主に3チームが1年間フルに使っている状態でございます。その放射線対策といたしまして、表土の入れかえ、そして改良材の混合、そういう工事で2,121万円の工事請負費の計上と、設計、測量管理委託料1割、212万1,000円、合わせて2,333万1,000円の計上でございます。

以上がスポーツ振興課所管の補正予算の要求でございます。

よくご審議の上、原案どおり決定くださいますようお願いいたします。

以上で説明終わります。

伊藤委員長 説明が終わりました。質疑を許します。

鈴木委員。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 201事業、全国大会92、関東大会82と説明受けましたが、どういった種目でどういった学校が今の段階で予定できるんですか。それが一つですね。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 当初予算で150万、予算化してもらったんですが、その後、8月ごろにかけて、結構ことし国際大会出場の方がおかつたんですね、1回出ると15万円の要望が来るんですけど、3名だったかな、例年予定していたよりも多く出ました。国際大会は4名出場ということで、それで不足してしまいました。その後、これからの冬の大会でいろいろ出てくるんですけども、厳密にいうと9月の補正でもかなり足りなかったという部分での要望でございます。

一応見積もりとして、全国大会90名×1万円の90万、それから関東大会は1人5,000円出せます。80名掛ける5,000円、40万、90万と40万で130万。これから出る見込みとしてはサッカー大会とかスキーとか冬の大会がメインになってくると思います。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 予算、ある意味でうれしい予算かなと思っているんですけども、どこの学校あたりが聞けるのかなと思って今お願いしたんですけども、あとほか2つちょっとお聞きします。だからそこまで聞いて再質問させてください。

学校は。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 学校はとおっしゃいますが、これは学校に限らず市民全体ですので、高齢の方もかなり行きます。いろんな種目、例えばゲートボールとかグラウンドゴルフとか全国大会行くとなると申請してきます。

学校単位ですと、別の形での要求があります。ですから、特にどこの学校というのはちょっと区別はしておりません。こちらも学校に出すんじゃないくて、あくまでも申請された個人に対してもいくようになります。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。そういう趣旨の補正ということですね。理解しました。

それでは、次に三島体育センターという場所が、非常によくわかるところで、現状よくわかりますが、これはあそこ端のほういくと浸透槽が北の角かな、浄化槽脇にあるんですけれども、ならすだけなのかちゃんと砂利いれただけなのか、ちゃんと浸透を考えて勾配つけるように考えているのか、そこはどんなふうな工事の対策を考えておられますか。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 ただならすだけではなくて、砂利を90立米ほど入れたいと思っております。確かにあの南側に取水ますがあるんですが、現状のかなりたわんでいるというか、そういう部分も直してうまく排水できるような形にやりたいと考えています。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あそこただ道路として不陸整正だけでも、また水がたまるように、使っているとなってしまうので、何か暫定的な対処療法みたいな形の気がするんですよ。とりあえずこの金額なので対処的でもかまわないと思うんですけれども、また何年かするとこういうふうになるので、根本的なことも、今後考えておいていただいたほうがいいんじゃないかなという意味でちょっと質問させていただきます。了解です。

3つ目は結構です。以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたし

ます。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を原案のとおり可決すべきものとすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第52号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 それでは議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正について説明いたします。議案書で説明いたします。

議案書の8ページから9ページになります。それではご説明申し上げます。

議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正について、国におきまして昭和36年に制定されましたスポーツ振興法、これが50年を経過いたしまして、本年6月にスポーツ基本法として全面的に改正されました。これに伴いまして那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部を改正するものであります。

主な改正に内容につきましては、まず条例名を那須塩原市スポーツ推進審議会条例といたします。内容的には根拠法、それから条項の改正、審議会名をスポーツ推進審議会といたします。

第2条におきまして、所掌事務に地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項、これを明記いたします。それから補助金の

交付について意見を述べるということのも加えます。

また、第3条、組織について、法第2条第2項に規定するスポーツ団体の代表者という文言を加えます。

以上で説明といたします。よろしくご審議の上、原案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第59号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 それでは議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設

条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

先ほどの改正と同じく、国においてスポーツ振興法、これがスポーツ基本法に全部改正されました。これに伴いまして、那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、それから那須塩原市体育施設条例、この一部を改正するものでございます。

議案書は11ページになりますけれども、議案資料でご説明申し上げます。

議案資料の30ページになります。

まず那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、現行と改正案がございます。現行のスポーツ振興審議会委員、この文言をスポーツ推進審議会委員、続いて体育指導員、これをスポーツ推進委員、それから体育指導員協議会委員、月額7,400円、この体育指導員協議会委員、これを現実に存在いたしませんので、この体育指導員協議会委員、月額7,400円、これを削除いたします。

続いて、那須塩原市体育施設条例、この中では第1条のアンダーライン引いてある部分、現行スポーツの普及推進という文言をスポーツ活動の推進というものに改正いたします。

よろしくご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第61号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 それでは議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、スポーツ振興課所管部分の選考についてご説明申し上げます。

議案資料56ページ、57ページになります。

まず最初にスポーツ振興課、指定管理者に指定管理させる施設でございますけれども、市内高柳10番地、那須塩原市西那須野運動公園、それから市内三島5丁目1番地、那須塩原市三島体育センター、この2つの施設でございます。それぞれ体育館、プール等もございます。

続いて、選定までの経過でございますけれども、本年5月20日から6月21日まで募集いたしました。その結果、3社の応募がございました。

その後、3社から提出されました書類、これの内部審査、それから8月1日に3社を市に呼び出してヒアリングを実施しております。その後、それぞれの会社の審査項目、細かく採点いたしました。その採点の結果の表が、56ページのとおりでございます。

9月26日、市のほうで指定管理者選定委員会がございましたので、そこにこの採点表を出しております。

その選定委員会の審査の結果、56ページのとおり、那須ヘルスセンター、環境整備共同事業体が選定されたものでございます。

以上、簡単ですが、説明といたします。

よくご審議の上、原案のとおり、ご決定くださいますようお願いいたします。

伊藤委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今回、この西那須の運動公園、ほか1施設の指定管理者の指定に公募するに当たっての応募申請資格のところ、法人の事業所がどこにあるかという部分のところは、どのようになされたんですか。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 栃木県内に営業所を有するものという位置づけで募集しております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 昨年、この那須ヘルスセンターがとったときには、応募資格は那須塩原市内に本社や事業所を有する法人というふうにしちゃって、唯一そこしかなくて、そこ1社としたということで、そういうことでそれって変じゃないですかって言ったとき、それは変じゃないというやりとりをしたんですけれども、今回は県内に有するところということで、私はそのままであるがために、この共同体の事業所にしたのかなというふうに思ったんですけれども、その資格要件を1年もたたないうちに那須塩原市にあるところじゃなくて、栃木県というふうに広げたということですか。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 そちらの募集の要項と
いうかそれにつきましては、もう少し所管のほう
じゃなくて企画のほうで検討した結果、そのよう
に決めたものでございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 だから、この審議を担当課ごとに分
けていただいたので、そういう答弁をいただいた
ことになるんですけども、それも重々承知の上、
もう一回聞くんですけども、前回那須ヘルスセ
ンターは、経営の健全化というところが点数がク
リアする点数ではないのにもかかわらず、協議の
上、そこにしたという経過があるんですけども、
今回、この環境整備という会社と一緒にしたら、
急に経営の健全性というところが5になっている
んですけども、那須ヘルスセンター自体の経営
と環境整備株式会社、その経営の状況というの
は、それぞれに判断するものなんですか、あわせ
て経営の健全化ということになってくるのか、担
当課で把握していないで、これもやっぱりこれを
所管する企画が担当課ですか、そこがこういうも
のを見たんですか、審査の内容的なものは。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 スポーツ振興課、教育
委員としては、この申請団体の経営状況、と、
この部分については全くタッチしていませんので、
何ともこちらではお答えができません。

伊藤委員長 部長。

平山教育部長 私、選定のときにメンバーでいた
ものですから、その中での経過で知り得るところ
だけお話をさせていただきますが、この2社、先
ほどの図書館の場合には3社の事業体なんですけ
れども、その場合の経営のところ、どういう判断
をするのかというのがあるんですけど、その経営の
ところにつきましては、外部のところにはチェック
をしていただいていると、これは税理士さんです

かね、にしているんですが、2社、3
社の場合にどういう判断をするのかといいますと、
2社、3社合わせた形で判断をするというのが企
画部の考えでということになりました。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、この那須ヘルスセン
ター自体の経営状況がよくなったかどうかとい
うのは、相手方が相当有力企業であれば合わせちゃ
うということで、1社1社の経営状況がわかると
いうわけではないということですか。

伊藤委員長 部長。

平山教育部長 経営状況そのものはそれぞれの申
請団体から1社1社ごとの経営状況は出てきてお
りますが、受ける側が共同ですから、全体的な経
営状況を勘案してこの選定はやるということす
ので、1社1社ごとののは出てこないということに
なっている。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あとこの応募団体がA、Bと34点、
33点、31点ということで、30点を越えた団体で、
さっきなんか20点台でもクリアされているところ
があるような指定事業者もありましたので、33、
31のA、Bでも遜色はなかったんだというふうに
思いますけれども、このAとBという会社は単独
なのか、どういう経験があるようなところが応募
してきたのか、聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 A社につきましては、
東京に本社がある会社でございます。スポーツ施
設、文化施設、これをメインとして関東東部、中
部、やや大きな範囲で営業している会社、昭和58
年4月設立の会社でございます。

B社につきましては、主に栃木県内、宇都宮に

本社があります。昭和43年12月設立。こちらはセキュリティ部門、これを主に営業としている会社でございます。

伊藤委員長 早乙女委員よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 点数が低いところはほかにも選定されているところあるんですけども、3という数字ですね。これは例えば1番、利用者の平等な利用の確保というところは、3のままじゃなく、やっぱり上げていくべきだと思うんですけども、そういった指導というのは、今後どう考えていくのか。それから、逆に今回選定されたところは、3のですかね、施設の維持管理というあたりが3なんですけれども、こちら辺結構大事じゃないかなと思うんですけども、これはトータルでは34点で選定になっていますけれども、その辺は今後どういうふうに指導されていかれるのでしょうか。

あと1つありますけれども、その辺をよろしくお願いいたします。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 ここについている点数につきましては、すなおに出てきた書類とそれからヒアリングでのやりとりで、すなおにつけていった点数でございます。ですから、この那須ヘルス等こちらの会社に決定になった後は、こちらとしても不備があれば適切に指導はしていくつもりでございます。

伊藤委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、採決いたします。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第65号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、スポーツ振興課から何かございませんか。

平山教育部長 大変あれなんですけれども、那須拓陽高校の全国高校駅伝大会に、女子の部で出場するということになったものですから、大変申しわけないんですが、特別激励費として毎年100万円を支給しているんですが、ことしもこれにつきまして支給をさせていただきたいと思っておりますので、予備費のほうからそれを充当させていただきたいと思っておりますので、委員会委員の皆様方、よろしくご承知おきいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あとその他のところで、この指定管理者の那須ヘルスセンターがやった青木サッカー場のところの、唯一ここしか業務ができないからということで、天然芝のグラウンド管理を随契で行ってさせたんですけども、あそこのサッカー場の管理というのはうまくいっているのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 業者としては適切に、こちらの指導どおりやってくれています。ただ、ちょっとことし雨が多いというか、その関係で芝の状態が、こちらから見ても十分とは言えない状態が続いております。

管理としては、目いっぱいのことをやっていたいております。

伊藤委員長 よろしいですか。

それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

教育部の本定例会における常任委員会審査は以上で終了となりますが、教育部全体として何かございますか。

平山教育部長 特段ございません。

伊藤委員長 それでは、以上をもちまして、教育部所管の審査をすべて終了といたします。お疲れさまでした。

執行部退出のため、暫時休憩をいたします。10分休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時41分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

長山保健福祉部長からお話があります。部長。

長山保健福祉部長 それでは、午前中にご審議いただきました第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について、元気アップデイサービスセンターの指定管理者に関してでございますが、実際に指定管理者に、その質疑の中でA社というべきところ、具体的な名称を申し上げてしまいましたので、A社というふうにご訂正をお願いしたいと思います。

あわせて、A社に対して市内において同様の業務を実施しているというべきところ、具体的な業務箇所を申し述べましたので、その部分について同様の業務内容をという形で訂正いただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員長 許可いたします。

長山保健福祉部長 ありがとうございます。

伊藤委員長 ご苦労様でした。

それでは、続きまして次第の4、その他に入ります。

櫻田副委員長。

櫻田副委員長 すみません。市民課所管のその他の中で、私の不適切な発言がありましたので、取り消しをお願いいたします。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あわせて、今の取り消しに伴って、その後の私の発言もあわせて関連があるので取り消してください。

伊藤委員長 これはどうでしょうか。取り消すことにご異議ございませんか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、取り消すことに決しました。

それでは、次に入りたいと思います。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

また、討論通告の締め切りは14日午後5時となっていますので、遺漏なきようお願いいたします。

次に、福祉教育常任委員会の所管事務調査、特に行政視察について、協議をいたします。

所管事務調査、特に行政視察は本職と櫻田委員に一任をいただいておりますが、今般、栗川市長のご逝去に伴う市長選挙及び市議会議員の補欠選挙が来る1月22日曜日に予定され、選挙後に臨時議会の開催の必要が生じ、1月末から2月の初めにかけての実施は困難だと考え、本年度における行政視察は行わないようにしたいと思います。各委員の皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 異議なしという話がございましたので、そのように決定いたします。

これもちまして、福祉教育常任委員会の議事日程はすべて終了いたしました。これもちまして閉会といたします。円滑な審査にご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時46分